

第二十二回国会 衆議院 建設委員会議録第二十一号

昭和三十年六月十五日(水曜日)

午後二時二十五分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君

理事 荻野 豊平君 理事 高木 松吉君

理事 山口 好一君 理事 逢澤 寛君

理事 瀬戸山三男君 理事 西村 力弥君

理事 今村 等君

伊東 隆治君 大高 康君

藤澤 雄次君 志賀健次郎君

田中 彰治君 高見 三郎君

中村 寅太君 廣瀬 正雄君

松澤 雄藏君 仲川房次郎君

二階堂 進君 有馬 耀武君

三鍋 義三君 山田 長司君

中島 巖君 松尾トシ子君

石野 久男君

出席國務大臣 竹山祐太郎君

出席政府委員 今井 耕君

建設事務次官 石破 二郎君

建設事務官 (大臣官房長) 澁江 操一君

建設事務官 (計画局長)

委員外の出席者

建設事務官(住宅局住宅企画課長)

建設技官(住宅局住宅建設課長)

建設事務官(住宅局住宅経済課長)

専門員 南部 哲也君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

六月十五日

委員中山榮一君、久野忠治君及び赤

路友藏君辞任につき、その補欠とし

て中村寅太君、荒船清十郎君及び有馬耀武君が議長の指名で委員に選任された。

六月十四日

二級国道前橋、宇都宮線中富田道路の舗装工事促進に関する請願(山口好一君紹介(第二一八九号))

昭和二十九年六月七日の本水審計長官公報に本施設等の築費復興費開庫補助等に関する請願(廣瀬勝次郎君紹介(第二一五五号))の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 日本住宅公団法案(内閣提出第六三三号)

住宅融資保険法案(内閣提出第七四四号) 公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

住宅に関する件 ○内海委員長 これより会議を開きます。

本日の日程に入ります前に、住宅に関する件について調査を進めるに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。さよりに決定いたします。発言の申し出があります。これを許します。石野久男君。

○石野委員 住宅公団法の問題について、二、三の点を再確認する意味で一応お尋ねいたします。

まず、政府が今度の住宅公団法を作るに当っては、なるべく地方財政の負担を軽くするというような意図であるという点であります。しかしながら、住宅公団法の資金内容を見ますと、そこには国庫の資金も出ておるし、また地方自治体からの資金の供出方も要請されておるわけであり、住宅公団法が行う場合と、この住宅公団法で相当金額が出て、住宅が建てられる場合との間に、公団法でやる住宅建設が、ややもすれば各都道府県の間に、その恩恵を及ぼす点が不均衡になりはせぬかという点であります。投資が少いところと多いところとの軽重が出てくるのは当然のことだといふような考え方が、もしあるとしますと、地方自治体の事情によって投資ができなような場合に、その府県が全く抹消されてしまうという危険が出てきはせぬかという点であります。こういうことのないようにということ、われわれは非常に心配するわけであり、すが、政府としては、そういう問題に對してどういふふうに考えておるか。地方自治体からの投資がない場合には、それはほりりっぱなしにしておくのだという考え方であるのか、そうでないのか、この点をはっきり聞かせていただきたい。

○竹山國務大臣 法律の建前は建前といたしまして、国会の御意思等をよくそんたくをいたしました。実情に合うように運賃をいたしたいと考えております。

○石野委員 今の大臣の答弁は、非常に巧妙であります。おそろくさういふ不均衡な取扱いをしないのだといふふうに理解いたします。

第二の点として、私はもう一度大臣の所見を承わつておきたいのでありますけれども、この住宅公団を建てるに ついては、民間資金を相当入れていくわけですが、その入れるための諸法律もまた考えるわけであり、さういふことを、なぜこの公団を設立するといふようなことを考える前に、住宅公団公庫でさういふ民間資金を受け入れることの考えがでなかつたかということであり、このことに対する政府の考えが、どういふところで突き当たりがあつてできなかったのかという点を、いま一度大臣から意見を聞いておきたい。

○竹山國務大臣 絶対に否定的なつもりはありませんが、公庫は今までの建前を尊重いたして、低利の金融をいたすために努力をいたして参りましたと考えましたので、民間資金が入りますと、金利が高くなりますので、公団に集中をいたしたわけでありまして、なお将来の問題については、よく研究をいたしたいと考えます。

○石野委員 住宅公団法の業務の範囲のところ、この公団は住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うことができるようになっております。宅地についてもさうであります。この賃貸または譲渡を行うことができるということ

が、ややもすると、その譲渡を行う間にいろいろな不正譲渡の形が出てきたり、あるいは買ひ占めを行うことによつての転売などが出てくる危険性があると思つております。この法律の中には、さういふものに対する警戒、あるいはそれを防止する条項が何もないように考えられます。さういふ問題を政府は予想しているかどうか。またさういふ問題に對して、もしさういふ不正の譲渡とか賃貸というよりなことが行われる場合に、どういふ対策でそれを防止しようとしておるかという政府の所信をお聞かせしてもらいたい。

○竹山國務大臣 お話のようなことは、誠に慎まなければならぬと思つて、法律上明記をいたしませんけれども、この法律に伴う政令によりまして、こまかい実施の問題は解決をいたし、なお、その運用の実際の場合におきまして、契約あるいはこちらの方針を明示する等によりまして、さういふ問題は一切起らぬように、ほんとうに公正にやつて参りたいと考えております。

○石野委員 ただいまの大臣の答弁は、法律には明記できないけれども、それを省令とか何か別な施行法によつて十分取り締るといふふうに聞いてよろしゅうございませうか。

○竹山國務大臣 さよりにあります。

○石野委員 今度は、住宅融資保険法の問題について一、二点お聞きしておきたいのであります。この住宅融資保険法の法案を作るといふ建前について

が、ややもすると、その譲渡を行う間にいろいろな不正譲渡の形が出てきたり、あるいは買ひ占めを行うことによつての転売などが出てくる危険性があると思つております。この法律の中には、さういふものに対する警戒、あるいはそれを防止する条項が何もないように考えられます。さういふ問題を政府は予想しているかどうか。またさういふ問題に對して、もしさういふ不正の譲渡とか賃貸というよりなことが行われる場合に、どういふ対策でそれを防止しようとしておるかという政府の所信をお聞かせしてもらいたい。

は、私たちも別に反対するものではない。この住宅融資保険法の意味するものは、少くとも市中銀行におけるところの住宅建設に対する取扱いを、困窮者に対して非常に有利にするのであると思ひます。ところが、この住宅保険法の案文を見ますと、こういふ点で果してそれが十分に行き渡るかどうか、むしろかえつてほんとうに困つてゐる者に行き渡らないのじゃないかという点がある。それはこういふ点である。

この法案の中には、貸付に対する最低期限の制約をしております。それは六月月といふことになつておる。ところが、六月月とか一年間くらいのところ融資を受ける金額では、ほんとうに困つてゐる者の救済策にはならないと思ふ。われわれが事実住宅金融公庫法だとか、あるいはその他政府の施策によつて恩恵を受けるに當つて、それの選に漏れた者が、どうしても市中銀行から恩恵を受けようとするれば、少くとも三年ないし五年というより長期にわたつての金融を受けない限りは、住宅は建つものじゃないと思ふ。そういう問題に対して、果して政府は考慮しておるかどうか。もし考慮しておるとすれば、六月月というよりなことで、真に困つておる諸君に対する金融上の手当としては不十分なものじゃないか、こういふように考える。そういう点について、政府としてはこの法案に出ておる六月月といふものをどういふふうに考えておる、また実際業務に當つて、市中銀行貸付期限の大体の目安を、どういふようなところに平均を置かなければならぬといふように考えておるか、その点を政府の所見としてはつきり聞かせてもらいたい。

志と違つた結果になり、いたずらに金融機関を擁護する建前にのみなつてしまふ。だから、少くともわれわれとして、最低期限が六月月であるといふことはわかつておつても、しかし大體政府が金融機関に対する内示的に与えるところの期限、言いかえれば、この金融の恩恵を受けるべき住宅困窮者に利益を潤し、そこで均霑を受けるような期限として、三年なり五年といふものが、話し合ひで大體できていなければならぬのではないかと、いふふうにお話され考へる。そういうことを金融機関と政府との間に、あらかじめ話し合ひをしておるか、了解でもつておるかどうかといふ点について、はつきりここで政府の所信を表明しておいていただきたい。

○竹山國務大臣 住宅金融といふこと

にすれば、お話の通りのもので、むしろ最低限度だろうと思ひますけれども、法律は、金融の取扱ひの基準として、一番短かいところを書いておきます。と、制度的に食ひ違ひが、いままさか、実行上不便が起つてはいけません。という意味の限度が六月月といふわけでありまして、運用に當りましての考へ方、処置は、お話のような考へ方で参るつもりであります。

○石野委員 お話のようないふ点で参る

つもりだといふそのお話の点は、大體どういふふうなところの年限とか期限とかいふふうな考へておられるか、その点をはつきりお聞かせ願ひたい。

○竹山國務大臣 これは、御承知のよう

に金融機関が自由に貸し付ける金でありますから、何年貸せろといふことを、こちらから命令するわけには参りませんが、住宅金融の性格からいたしまして、お話のように三年とか五年とか、できるだけ長い資金を貸せるように金融機関に対してわれわれは話して、そういう運営をして参りたいと思つておられます。

○石野委員 市中銀行が貸し付ける金

だから、政府が取り締るとか、はつきりした要請を、ここで期日を切ることではないといふ事情はわかる。けれども、この保険法によつて、金融機関は非常に過分に相当するものまでの保証を政府から受けるわけです。これはおそれる他の金融よりも、ずっと優遇されることになると思ふ。それだけ優遇される資金が、きつめて短期の中で使われるといふようなことは、法律を設け、あるいはまたこういふものを議するわれわれの趣旨からいつても、事

は、今まで銀行なんかに行つても、なかなか融資ができない。それで、高利と知りながら、いろいろな方面からその融資を仰いでおつたといふことになつておるのですが、今度は銀行も安心して貸すとなれば、そつちの方で、この保険の恩恵を自分の方に獲得しようと殺到するのではないだろうかと思はれるわけです。それで具体的に言いますと、たとえば店舗を改造するといふ場合においても、住宅に少し手を加えることによつて、まるまるの金が借りられる、あるいはまた、店舗を別建てするので、そして今までは店舗におつたところを住宅にするのだといふようなことだけでも、その店舗を建てたための金が銀行から来、それが国家の保証というふうなことになる。その方面にだけ多く利用されて、真に住宅を建てんとする人々の融資はあと回しにされるのではないか、置き去りにされるのではないか、かように憂えるものでございます。その点、もちろん今後約款を結ぶとかの場合に、考慮せられるものであると思つて、ございしますが、これに対する一つの制限、規制といふものについて、一体どういふ工合にして、そういう悪用といふものを押さえていくか、そのお考えを明確に一つお聞かせ願ひたいと思つておられます。

○西村(力)委員 住宅関係の融資保険

の問題でございますが、主として住宅建設をやつた場合の融資に対して保険を与える、この「主として」といふことは、この前の私の質問に対して石破官房長は、大體半分くらい住宅関係であればこれを保険の対象にする、かようなお話でありまして、ここを相当厳格にしておく必要があるのではないかと私は考へておるわけです。今までは、大きい、さまざま不要不急と思はれるような建物がほとんど建ちました。が、今後もあるいは趨勢といふものは、やはり続くのではないかと、今、石野委員からの発言にもありましたように、それらの住宅を建てようとする人

○竹山國務大臣 全部にわたつて

いう約束はいたしておりませんけれども、大體お話のような心持で話したいと思つておられます。

○西村(力)委員 住宅関係の融資保険

の問題でございますが、主として住宅建設をやつた場合の融資に対して保険を与える、この「主として」といふことは、この前の私の質問に対して石破官房長は、大體半分くらい住宅関係であればこれを保険の対象にする、かようなお話でありまして、ここを相当厳格にしておく必要があるのではないかと私は考へておるわけです。今までは、大きい、さまざま不要不急と思はれるような建物がほとんど建ちました。が、今後もあるいは趨勢といふものは、やはり続くのではないかと、今、石野委員からの発言にもありましたように、それらの住宅を建てようとする人

○西村(力)委員 住宅関係の融資保険

の問題でございますが、主として住宅建設をやつた場合の融資に対して保険を与える、この「主として」といふことは、この前の私の質問に対して石破官房長は、大體半分くらい住宅関係であればこれを保険の対象にする、かようなお話でありまして、ここを相当厳格にしておく必要があるのではないかと私は考へておるわけです。今までは、大きい、さまざま不要不急と思はれるような建物がほとんど建ちました。が、今後もあるいは趨勢といふものは、やはり続くのではないかと、今、石野委員からの発言にもありましたように、それらの住宅を建てようとする人

は、今まで銀行なんかに行つても、なかなか融資ができない。それで、高利と知りながら、いろいろな方面からその融資を仰いでおつたといふことになつておるのですが、今度は銀行も安心して貸すとなれば、そつちの方で、この保険の恩恵を自分の方に獲得しようと殺到するのではないだろうかと思はれるわけです。それで具体的に言いますと、たとえば店舗を改造するといふ場合においても、住宅に少し手を加えることによつて、まるまるの金が借りられる、あるいはまた、店舗を別建てするので、そして今までは店舗におつたところを住宅にするのだといふようなことだけでも、その店舗を建てたための金が銀行から来、それが国家の保証というふうなことになる。その方面にだけ多く利用されて、真に住宅を建てんとする人々の融資はあと回しにされるのではないか、置き去りにされるのではないか、かように憂えるものでございます。その点、もちろん今後約款を結ぶとかの場合に、考慮せられるものであると思つて、ございしますが、これに対する一つの制限、規制といふものについて、一体どういふ工合にして、そういう悪用といふものを押さえていくか、そのお考えを明確に一つお聞かせ願ひたいと思つておられます。

○竹山國務大臣 その他の問題について

も、今御注意のような点が多々あると思ひますが、これはよく今日までの委員会の御論議等を基礎にいたしまして、できるだけ本筋に誤まりのないような運営をいたすために、建設省令で定める面もありましようし、約款で定める面もありましようし、できるだ

○竹山國務大臣 その他の問題について

も、今御注意のような点が多々あると思ひますが、これはよく今日までの委員会の御論議等を基礎にいたしまして、できるだけ本筋に誤まりのないような運営をいたすために、建設省令で定める面もありましようし、約款で定める面もありましようし、できるだ

○西村(力)委員 大體の目安を半分と

いふようなところを、まるまる住宅でなければ絶対だめだと言わないにしても、もう少し基準をきつくと、いふお考えはございませぬですか。

○竹山國務大臣 そういふ点も、よく

一つ考慮したいと思ひます。

○西村(力)委員 次に、保険利率の問

題でございます。百分の三以内となつておりますが、先ほど官房長に聞いたところが、大體二くらいにしたいのだ、こつちを少し上げておりましたが、何としましても、百分の三まで認めるというよりなことは、非常に高率に過ぎるではないだろうか、かように思つておられます。

○竹山國務大臣 私どもとしては、

もつとぐんと下げていくべきが妥当である、かように思つておられますが、百分の三に押さえた、あるいは百分の三以内といふところを二に大體押さへようとする根拠を明確にしたいだきたい、かように思ひます。

○竹山國務大臣 いろいろ数字的な根

拠ももちろんありますけれども、率直に申せば、財政当局の方からいへば、できるだけ安全に持つていきたいといふので三を申し、われわれは、最初は、一くらいで十分やれるんじゃないかといふ主張をしてやつて参つたのでありまして、結果といたしまして、今財務当局との一致した見解は、とりあえず二でやるということには、一致をいたしておられます。従つて、これで実施に入るつもりであります。私の希望は、実行をいたしました成績によりまして、これが非常にうまく運転をされて、費

用が安くつけば、これを引き下げることに努力をいたしたいと考えております。もちろん三にいたす考えは毛頭ございません。

○西村(カ)委員 財政当局の話とありますけれども、こういう種類の保険というものは、私は算用にしてあまり例を知らないのですが、保険經理というか、そういう点については、どういふはじき方をしたのか。財政当局との話し合いも、お互いに腹だめどころいふぐあいにやつたのか。とにかく危険率を少くしよう、こういうために、大体腹だめでやつたのか、何かもつと基礎になるものがあつてございせられたのかという点を、お聞きしたい。

○竹山(国務大臣) これに類似の各金融機関、いわゆる中小企業等の立法例は、すべて三になつております。それを基礎に財務当局は三にしようとして申したわけでありまして、これにはこの根拠があると思ひますが、われわれとしては、従来の公庫の資金の貸し出しの例等も根拠にいたしまして——もとより、新しい制度でありますから、的確にこれの基本的な数字というものがあつたといふべきであるが、その通りものはないわけでありまして、今までのいろいろな事情を調査いたしまして、二で十分やつていけるという確信でございふことになつたわけでありまして、腹だめではありません。

○内海(委員) よろしゅうございませう。

○内海(委員) よろしゅうございませう。

○内海(委員) よろしゅうございませう。

○内海(委員) よろしゅうございませう。

○内海(委員) よろしゅうございませう。

以上の三案件につきましては、すでに質疑を終了いたしておりますので、これより討論に入ります。討論は通告の順によつてこれを行います。廣瀬正雄君。

○廣瀬(委員) 私は日本民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております日本住宅公団法案、住宅融資保険法案、その両法案の原案に賛成いたしまして、また公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めめるの件に對しましては、承認を与へることに同意する討論を行わんとするものであります。

鳩山内閣が、国民の住宅難を十カ年で解消せしめたいという念願をもちまして、本年度四十二万戸の住宅を建設せんといはしますことに対しましては、大いに賛意を表するものであります。歴代の政府の施策が、従来おおむね總花的に墮して、重点的な成果が上らないことを、私は非常にうらみといたしておりましたときに、住宅政策を強力に優先的に推進せんといはします現内閣の意図には、敬意を表する次第であります。日本における住宅政策の大きな前進であると、私も考へておるのであります。

しかしして四十万戸の建設のために、現内閣は、緊縮予算の限られたワケ内におきまして、財政措置の著しい増額をはかつておるのであります。昭和二十九年におきましては、国家資金が二百八十四億圓になつておりましたの對しまして、本年度は四百二十四億圓を投することになつておるのであります。また、住宅金融公庫の融資を増築にも、拡大いたしておるのであります。あるいはまた、日本住宅

公団の新設をいたしまして、地方行政区を加えて、広域内にわたりますところの住宅の供給をはかりたい、あるいはまた民間資金を大いに利用したい、さらに宅地の取得造成を推進したい、かように考へておられるのであります。さらに、民間の自力建設推進のために、国税、地方税の特別の軽減措置を講じましたら、金融機関の融資準則を改訂いたしまして、住宅金融を優先的に取り扱はしめるといふようなことをしたり、さらにはまた、住宅融資保険制度を創設いたしておるのでございませうが、かような措置は、いづれも妥当な好ましい方策だと考へるのであります。

しかるに、本委員会におきましては、疑念が重ねられ、論議が展開せられませんでした。住宅四十二万戸の建設の政策には幾多の問題や不安を包蔵いたしておるのであります。その一つは、増築、改築を戸数に加算いたしておることでありまして、公庫におきまして三万戸、民間の自力建設におきまして一萬五千戸、計四萬五千戸の増築を考慮に入れておるのであります。かようなことにつきましては、非常に冷厳なる批判があるものでありますけれども、しかしながら、老朽過密住宅を不足住宅に数えておられます建前からいたしまして、やむを得ないと思つておられます。私も、かようなところを指摘し、インセンキといふものが存するといふようには、いささかも考へていないのであります。また自力建設二十三万戸を予定いたしておられますことも、これまたいろいろな批判がございませうけれども、しかし、民間の自力による建設も、住宅の建築には間違いないの

であります。ただ問題は、今回の所得税、法人税、登録税、固定資産税の軽減措置でありますとか、あるいは住宅融資保険制度の創設でありますとか、金融機関の住宅優先取扱といふようなことで、果して民間自力建設の二十万戸の確保ができるかどうか。これは建設当局におきましても、内心は不満と不安を持つておられるのではないかと思ふのであります。しかし在来も、これらの特別な手当がなくて、二十万戸に近い民間の自力による建設が進められなければならず、政府の自信を一応信頼いたしまして、実績を見ることにいたしたいと思ふのであります。

また住宅公団がございまして、公営の予算額が減額いたしておりますことは不都合である、公営のすぐれた実績に考へて、公団建設住宅の一部を公営に移したらどうかといふ意見もございませう。しかし、これは地方公共団体負担は、公営は五割あるいは三割三分であるの對しまして、公団は、地方出資をいたしまして、これが二割ということになつておるのであります。公団の方が、地方公共団体に対しては有利だと私も考へるのであります。ただ、公団住宅を特に住宅の困窮にいたしておられます四、五の大都市に限定せずして、広く全国の要望ある都市に建設し、そつして公団の運営につきましては、地方公共団体の意見や希望を十分尊重する、かようなお考えを特に願ひたいと思つておられます。

また、公団は家賃が高い、低所得の勤労者には不向きであるといふような意見もあるのをごさいます。民間資金を利用いたしておられます公団住宅といはしましては、一応やむを得ないこと

かもしれないと存じますけれども、これは将来大いに考慮措置を要する事柄だと存するのであります。

さらにはまた、公団が発足いたしましても、本年度の残期間はまる一カ年はないのをごさいます。果して住宅建設三万戸、宅地造成百万坪の達成ができるかどうかといふような意見もございませう。これは政府の督励を特に願ひたいと思つておられます。

また、公営六坪住宅が非常にきびしく批判されておられるのをごさいます。本年度は住民の希望、都市の状況等を勘案いたしまして、同一戸数で木造八坪住宅に転換を許すべきであると思つてございませうけれども、明年度以後におきましては、本年の入居者の意見などを参酌し、また需給の状況などを考へまして、設計につきましては、深い考慮を要するものだと思ひます。人間の住める住宅でなければならぬ住宅は、耐久的、耐火的でありますこと、社会保障制度的な低廉な家賃であるといふことのほかに、健康な文化的な生活のための住宅であるといふことを考へなければならぬと思つておられます。この三つをいはずれも充足するといふことは、非常にむずかしい要求であると思つておられますけれども、これは常に忘れてはならない原則だと思つてございませう。

また住宅金融公庫の融資率を、従来より一割程度引き下げておられるといふことにつきましても、非難が多いのをごさいます。これは住宅建設促進に逆行することは事実であると思つておられます。将来一日もすみやかに復元方を希望するのをごさいます。

また住宅金融公庫の融資率を、従来より一割程度引き下げておられるといふことにつきましても、非難が多いのをごさいます。これは住宅建設促進に逆行することは事実であると思つておられます。将来一日もすみやかに復元方を希望するのをごさいます。

また住宅金融公庫の融資率を、従来より一割程度引き下げておられるといふことにつきましても、非難が多いのをごさいます。これは住宅建設促進に逆行することは事実であると思つておられます。将来一日もすみやかに復元方を希望するのをごさいます。

また住宅金融公庫の融資率を、従来より一割程度引き下げておられるといふことにつきましても、非難が多いのをごさいます。これは住宅建設促進に逆行することは事実であると思つておられます。将来一日もすみやかに復元方を希望するのをごさいます。

以上のような事柄が指摘され、論議されました問題の大きなものであつたと存するのでございまして、私もは与党でありますけれども、率直に申しまして、今回の四十二戸政策は、必ずしも完全無欠な完璧のものとは認めがたいのであります。これは鳩山内閣が組閣後日におおしく、かような大事業を策定するに立案、計画、用意の期間が足らなかつたと思つてありますけれども、明年度以後におきましては、本年度の実績を検討いたしまして、一段の工夫を切望し、また本年度の実績につきましては、格段の努力を払つて、遺憾なきを期せられたいのであります。

さて、日本住宅公団法案は、日本住宅公団新設のための法律案でありまして、四十二戸住宅政策にとりましては、最も重要な意義を持つものであります。公団の設置は時宜に適したものでありますので、私も賛意を表するのであります。また、法案の内容も妥当と存じまして、原案に賛成をいたすものであります。

住宅融資保険法案は、民間自力建設の一助といたしまして、住宅融資保険制度を創設しようとする法律案であります。これが、これまた四十二戸建設中、民間の自力建設の戸数に多大の期待をかけます以上、当然の措置といたしまして賛成をいたします。

公営住宅法によりますところの承認を求めるとは、これを承認すべきものと存するのであります。
以上をもちまして、私の討論を終わります。
○内海委員長 瀬戸山三男君。
○瀬戸山委員 私は自由党を代表いたしまして、ただいま議題になつており

ます日本住宅公団法案、住宅融資保険法案の二法案並びに公営住宅法第六條第三項の規定に基き、承認を求めるとは、いわゆる住宅建設計画であります。これに対して、数々の欠点を認めながら、また相当の不満を持ちながら、一応政府の計画を実施せしめるといふ意味で、賛成の意見を表明するものであります。

鳩山内閣が、住宅政策に非常な熱心を入れられたということについては、これは私も敬意を表するにやぶさかではありません。ただ、そこで四十二戸という不思議なる数字をあげられたために、その計画の内容がきわめて無理がきつておる、住宅政策の後退を来たすような計画がその中に含まれておるといふことは、これは今与党である民主党の賛成討論の中にもあつたことで、世間周知の事実であります。政府が、真に住宅建設が必要である、四十二戸というものを金科玉条とされるのであれば、その住宅の実際の建設の後退を来たさないために、これに対して十分な財政措置をするのが、真にまじめなる政治のやり方であると私も考へておりますが、あるいは六坪住宅を作つて、そして住宅四十二戸の計算をいたし、さらにまた世間に四十二戸をいわゆる政府の資金によつて建てるような印象を与えて、その内容は二十四万五千戸という民間自力の建設をこの計画に盛り込まれる。さらにまた、常に問題になつておられます。四十二戸の中には、四万五千戸という膨大な数の、いわゆる一部屋を作つてそれを一戸の住宅を建設するがごとき印象を國民に与えておる。これは何と評されても、インチキだと私も

は考へております。日本の國民の常識では、一部屋増改築した、そういうことを住宅の戸数がふえたとは私も認めては考へられない。そういう数多くの欠点があります。
さらにまた、住宅政策全般について申しますと、公営住宅の戸数を相当に減らすようになっておる。これは真に住宅に困つておるいわゆる庶民と申しますか、國民大衆の中には、どうしてもある程度の國家の保護をしてその家に住ませるという政策を相当強力に進めなければ、なかなか低収入の人たちの住宅をまかなうということではできないので、今日まで公営住宅に力を入れておつた、これを減らして、いわゆる住宅公団を作つて、相当高家賃の家を二万户も建てられる。この二万户の住宅が悪いとは申しませんが、それに力を入れる余り、公営住宅の、いわゆる社会政策的な面が相当軽んじられたという印象を私も受けておるのであります。

さらにまた、金融公庫の融資率を引き下げるといふことは、これはまじめに考へられる人たちは、だれしも反対であります。こういうことをして、住宅政策を推進するということと実行とが非常に逆行しておる。こういう点は、今も民主党の委員の方から御議論がございましたが、私もはこういふ数々の不満を持つておりますけれども、しかし日本住宅公団といふものは新しい試みであります。こういうことをして住宅建設を推進するということも必要でない。こういう考へ方から住宅公団法には一応賛成をして、実施の面で、政府がたびたび言明されておるよ

うに、必ず本年度二万户の公団住宅が建たなければ、政府としては重大なる責任がありますぞといふことをここに申し上げて、この法案に賛成をいたします。
さらにまた住宅融資保険法案、これは真に新しい制度でありまして、今日まで住宅を建てるについては、いわゆる市中の金融機関がなかなか融資をいたしません。これについては、この法案以前に、住宅に対する融資の道を開こうと努力されており、今度さらにこの法案を出されたことについては、これもけっこうなことでありまして、ただ、先ほど来、他の委員からお話になりましたように、この保険料率の問題、さらにまた融資期間の問題、もう一つは融資の対象となる住宅について相当程度研究をされて、乱用にならないようにしなければ、政府も御存じの通り、世間では不要不急の建物が非常に進捗するの、住宅の方には一向金が回らないという実情でありますから、この融資保険法の乱用ができないよう行政措置を十分にとらなくちゃならない。私はこういう注文をつけて、この法案にも賛成をいたします。

さらにまた、住宅三カ年計画の十五万户であります。これも必ずしも私どもは全面的に賛成はできないような状態である。過去においては、十八万户の計画を立てましたが、住宅政策を推進することを大きな看板としておる政府としては、これを十五万户に削られたといふことは、ちよつと納得がいかない。しかし、財政の都合もあるといふことでありますから、一応これも認めて、政府の今後の実施を監視する

という立場をとつて、私はこの際賛成をいたしておきます。
私どもがこれに賛成するについては、この住宅公団法案について、後刻提案いたします附帯決議をつけて賛成をするということをお願いして、私の討論をいたす次第であります。

○内海委員長 西村力弥君。
○西村(力)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、日本住宅公団法案、これには賛成、公営住宅法第六條第三項の規定に基き、承認を求めるとは、これにも賛成をいたします。
民主党は、選挙に當つて、住宅政策を大きく打ち出されましたことは、まことに時宜を得たことであると、敬意を表します。しかも、選挙後、この公約を実現しようと努力した点については、これは政党政治のあり方から見まして、当然のことでありながら、今まで日本でそのようなことがなかなかされなかつたということを思うとき、一応の敬意を表したいと思つてございまして。しかしながら、せつかくそのようにやられました住宅政策が、実際に國民を満足させるものであるかどうか、あるいは公約通りに誠意を持ってやられておるかどうかが、この点に至りますと、まことに疑わざるを得ないわけでございます。政府といたしましては、誠意を持ってやつたんだ、かような考へ方を強く持つていらつしやると思つてございまして、誠意として認めましたと、誠意は誠意として認めましたも、事実としては、その誠意はそのまま表現されてない、かように言わざるを得ないので

るに、必ず本年度二万户の公団住宅が建たなければ、政府としては重大なる責任がありますぞといふことをここに申し上げて、この法案に賛成をいたします。
さらにまた住宅融資保険法案、これは真に新しい制度でありまして、今日まで住宅を建てるについては、いわゆる市中の金融機関がなかなか融資をいたしません。これについては、この法案以前に、住宅に対する融資の道を開こうと努力されており、今度さらにこの法案を出されたことについては、これもけっこうなことでありまして、ただ、先ほど来、他の委員からお話になりましたように、この保険料率の問題、さらにまた融資期間の問題、もう一つは融資の対象となる住宅について相当程度研究をされて、乱用にならないようにしなければ、政府も御存じの通り、世間では不要不急の建物が非常に進捗するの、住宅の方には一向金が回らないという実情でありますから、この融資保険法の乱用ができないよう行政措置を十分にとらなくちゃならない。私はこういう注文をつけて、この法案にも賛成をいたします。

あると思つておられます。

第一番目には、四十二万戸という戸数の国民に与えた印象は、自力建設に二十四万五千戸含んでいるのだ、しかもいろいろな施策を行ないながらも、その二十四万五千戸も相当無理をした数字である、そういうことを加えても四十二万戸というよりなことは、明らかに素朴な国民に対しては、非常な期待はずれの感を与えたことであるだろうと思つておられます。しかも、住宅政策の行く方向をすつと見てみますと、今まで投げやりにされた住宅政策でありながらも、直接自分たちが接触している地方住民の福祉のために、營々として地方公共団体が努力してきてその公営住宅建設の方向を、大きく削減するなり、あるいは六坪住宅というよりな工合に、質的にもこれを低下せしめて、今まで十年間にわたつて地方公共団体が努力したことに對して、報いるところはあまりにひどいのではないかと。今までの努力に報いるためにも、公営住宅重点の方向を強く打ち出していくべきが当然であろうと思つておられます。そこに至りますと、公営住宅は補助金を出しつぱなしであるし、公団住宅は回収になるのだからと、こつこつ採算が先に立っているのではないかと。住宅政策は、これは営利企業であつてはならないはずで、日本の現状においては、確かにそれでなければならぬ、かように思つておられます。むだにならぬようにというよりな方向が、強く表面に出てきているのではないかと。そういう点、あるいは六坪住宅なんというよりな工合に、質的にそれを低下せしめておられるし、住宅金融公庫

の融資の割合も低下せしめておられる。こつこつ工合に、ほんとうに住宅を欲しいという勤労階級方面に對しては、なかなかあたたい施策というものが進められないでおつて、そして住宅公団といふものが大きく出ているが、その住宅公団は、家賃は四千円程度をとるのだ、こつこつことになつておるとするならば、決してこれは公団法の第一條に、勤労階級のための住宅を整備するのだ、こつこつことになつておつたにしても、おそらく四千円の住宅に住まい得るだけ日本の勤労者の生活水準といふものは上つていないのでございませう、住宅公団の建設する住宅といふものは、勤労階級を兼通して、結局相当高額の所得者がその恩恵にあずかるということになるではないかと。それとすると、せつかくの四十二万戸の公約、その誠意ある努力、それも勤労者のためには質的にもあるいは融資なんかの率的にもぐんぐんと下つていく。そして一方において相当高所得者の方向に住宅公団の住宅としてだんだんと向いてくる、ここに住宅政策の大きな転換を見ざるを得ないわけがございませう。住宅公団を作らなければならぬといふその理由も、いろいろ説明をお聞きしたのでございませうけれども、われわれとしては、なかなかその点は納得しがたい。せむともこれをやらなければ、どうにもできないのだという絶対的な理由づけを、発見することが困難なのでございませう。こつこつ住宅公団といふ特殊な法人を作らなくとも、現在まである金融公庫の事業の拡充、擴張、そつこつよりな点から、あるいはそのほか地方公共団体の努力、そつこつよりな点で、住宅公団の用途する方

向は、完全にやり得るものであると私たちは考えざるを得ないわけがございませう。それでありませうので、この住宅公団法案にはどうしても賛成するわけには参らないし、また民間の金をここに注入するのだ、さような立場から保険会社の金もここに注入してきておられるのでございませうが、一体保険会社の経理といふものを考えてみると、私たちが、保険会社がここに注入する金、これはまるもうけの金である、こつこつ言わざるを得ないので、私は、昨年でしたか、火災保険会社の経理を調べてみたことがございませうが、保険金として支払うのは、保険料の収入の三三%しかないのです。事業費が五〇%かかつている。そつこつと、まるもうけといふのがどうなりますか、すばらしい率になる。総額三十億圓の掛金の中から、十億圓近くのもの純益となつて現われておられるのです。そつこつ状態が長いこと続いておつて、その金がいかにいろいろな方面に使われているわけがございませうが、それがこの住宅公団に入ってくる。これはまるもうけの金だから、僕らとしては、こつこつ金は無利息でもいいじゃないかと、かように考えざるを得ないわけがございませうが、そつこつまで行かないにしても、もつともつとほんとうに低利でこの金は注入されるべきである、かように考えるものでございませう。

以上よりな点から、この日本住宅公団法案には反対し、まず低額所得者にあつたかといふぐらゐるやうなところ、ここに重点を指向すべきである、かように考えるものでございませう。次に、住宅融資保険法案でございませうが、これは、先ほど質問申し上げました通り、この悪用、乱用といふことは目に見えており、よほどしつかりこれを規制していかないと、とんでもないことになつてしまつてはならないだらうかと、こつこつおそれませうし、また料率もぐんと引き下げることを希望してやまないものでございませう。この点希望いたしまして、これには賛成いたしません。

なお、公営住宅の計画でございませうが、私たちが、住宅公団法案の問題について申し上げましたよつな立場から、この法案はまことに教が少い、もつともつとこれを計画を大にせられ、これを強く望んでおるのでございませうが、そのことを希望いたしまして、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めの件、これには賛成をいたしたいと思つておられます。

以上をもちまして、私の討論を終ります。

○内海委員長 中島巖君。
○中島巖委員 私、日本社会党を代表して、日本住宅公団法案に反対し、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めの件並びに住宅融資保険法案に對しては、希望意見を申し上げて賛成するものであります。

鳩山民主党内閣は、選挙の公約として住宅四十二万戸建設を宣伝したのでありまして、内政問題として、最も重要な公約の一つであります。また、ただいま当委員会において討論採決せんとする日本住宅公団法案は、鳩山内閣の住宅政策のその根幹をなすものであります。鳩山内閣の住宅政策全般が、当面する最も住宅困窮者に縁遠いものであり、その実質において、前の自由党吉田内閣よりはるかに劣つておるのであることを断言せざるを得ないのであります。

およそ住宅政策策定に當つては、住宅困窮度の最も高い階層はいかなる階層であるかといふ点を把握し、しかる後にこの根本的な資料の上に立つて住宅政策を立案すべきであると思つておられます。しかるに、政府はこれらの資料はなく、当委員会における答弁中にも、大抵月収一万二千円ないし二万八千円くらいの低額所得者ならぬといふことで、その数字もつかんでいないのであります。

ただいま申し上げましたよつな住宅政策の基礎たるべき住宅困窮度の高い階層の調査すらなく、計画された政府の住宅政策は、選挙公約にとらわれ、ただ単に四十二万戸の数字に合せさせればよいといふでたらめ政策であるとしか私は思えないのであります。

以下逐次具体的に政府の住宅政策を批判することいたします。

まず第一に申し上げねばならぬことは、選挙公約の住宅四十二万戸建設についてであります。国民の大多数は、政府みずから建設もしくは助成融資等によつて四十二万戸を建設されるものと考えていたのであります。しかるに、今国会に提案された内容は、民間自力建設二十四万五千戸を加えたものであつて、全く国民を愚弄した欺瞞政策であり、公約違反であるといわねばならぬのであります。

第二に、政府の建設もしくは助成融資による住宅建設十七万五千戸のうち、二階等に二室増設するもの三万戸を計画し、一戸当り七万五千円の融資を予算に計上してあるものであります。

便所も台所もない一室を二戸と計算することは、全世界で鳩山内閣をもって嚆矢とするものでありましよう。

第三に、住宅困窮者の最も要する公営住宅の建設について見ますと、昨年度すなわち昭和二十九年は五万一千九百四十六戸であり、本年度は五万二千四十一戸であります。昨年度と比較して、わずかに全国で九十五戸の増加であります。しかるにその内容は、昨年度は一戸建十五坪、十二坪、十坪であり、最低八坪であったのであります。現政府は、最高十二坪として、十坪、八坪、七坪、六坪と大幅に建坪を減少して、八坪以下すなわち八坪、七坪、六坪の、最も少い坪数の建設を二万一千九百戸を計上しているものであります。住宅困窮者の最も多い階層の要する公営住宅に対する現政府の政策は、昨年度の吉田内閣の政策より、実質的にはるかに低下している、すなわち劣っていることが、これではっきりわかると思つております。

第四に、住宅金融公庫についてであります。昨年度四万一千六百戸であり、本年度は七万五千戸となっておりますが、この七万五千戸のうちには、先ほど申し上げました増設分、すなわち便所も台所もない一室三万戸を計上してありますので、これを差し引くと四万五千戸であり、昨年度よりわずかに三千四百戸の増加であります。戸数において七割強増加いたしておりますが、その内容においては、公営住宅と同様に、融資率を大体において一〇%切り下げを行なつていたのであつて、実質において昨年度より低下しているところと見るべきであります。昨年度に

おける金融公庫の実績、すなわち需要供給の状態を見ますと、申し込み者十四万九千二百九十四人に対して、承認戸数四万一千六百戸にて、わずかに百人に対して三人六分と言ふ数字であります。二十八年度においても同じような状態にあるのであります。かくのごとく、多数の希望者のある金融公庫制度を、なぜ拡充強化せぬかと怪しむものであります。

第五に、今回新たに創設された日本住宅公団法による事業計画であります。事業費百六十六億円を計上し、国有土地三十万坪を現物出資して住宅二万戸建設を計画しているのであります。この財源の内訳は、政府出資六十億、運用部資金三十八億、民間資金五十二億、地方公共団体出資十六億となつております。また反面、事業面において宅地造成費十億円を計上してありますが、いずれにしても百六十六億円に対して二万戸建設であつて、一戸当たり八十三万円となるのであります。建設後の家賃に対して、当委員会の質問に対して、政府は、まだ正確な答弁をしてないのであります。思い切つた保護政策も、他との関連もありまして、とることは困難だと考えます。さすれば一カ月五、六千円の家賃となることは大體想像できるのであります。以上の次第にて、住宅困窮度の最も高い階層、すなわち月収二万円前後の階層に対しては、何ら関係のない住宅政策であります。日本住宅公団法に反対する第一の理由であります。

反対の第二の理由は、住宅金融公庫の昭和二十八年度は百五十八億に対して、建設戸数五万三千六百五十戸、二十九年度は百四十二億に対して建設戸数四万四

戸四万四戸、すなわち一戸当り三十二万四千円であり、また公営住宅に於いて申し上げますれば、昭和二十八年度は百九億八千九百万円に対して五万七千九百四十戸、昭和二十九年度は百二十六億円に対して五万五千五百戸、すなわち一戸当り二十万九千円となつております。

以上の計算でおわかりのように、日本住宅公団法の本年度事業資金百六十六億を現在の金融公庫に流用すれば、五万一千二百戸の住宅建設ができます。また公営住宅に流用すれば七万九千四百戸の住宅建設ができるのであります。以上の理由によりまして、日本住宅公団の事業資金を、公営住宅並びに金融公庫に活用せしめて、住宅困窮度の高い階層に対して、三倍前後の住宅戸数を提供すべきであります。

反対の第三の理由といたしまして、公営住宅並びに金融公庫においても、申し込み者百人に対して取得者三、四名という現状において、新しい準官庁機構ともいふべき公団を設備して、一戸当り三倍前後の金をかけて、しかも住宅困窮度の高い者を除外した住宅政策を行ふべき現在段階ではないのであります。従つて、無用の長物ともいふべき準官庁機構の日本住宅公団そのものの設立に対して反対であります。

以上をもつて政府の住宅政策の根本的のあやまちを指摘し、かつ日本住宅公団法に対する反対の理由を申し上げた次第であります。

次に、公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めるところであります。これは住宅困窮度の高い階層が希望したところの住宅であり、望まぬので、私は本年度はやむを得ませんので、来年度におきましては、さらにこれを拡充強化するように要望いたしまして賛成をいたすものであります。

次に、住宅融資保険法案であります。これも民間自力建設に對して、非常な力になる法案と思つて、けれども、第七條の保険料の額であります。おそろしくこれは、私推定いたしますに百分の一くらいで十分まかなえる、かように考へるのであります。第七條におきましては百分の三以内となつておりますけれども、この適用につきまして、格段の御研究、御努力をお願いいたしまして、次の国会におきましては、第七條の年百分の三以内を、百分の一もしくは最高であつても百分の二以内に御訂正あらんことを希望いたしまして、本法案に賛成するものであります。

次に石野久男君。次は石野久男君。石野委員。私は労働者農民党を代表いたしまして、ただいま討論に付されております三つの法案のうち、日本住宅公団法案には反対をし、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めの件には賛成、住宅融資保険法案に賛成の討論をいたします。

民主党は、今度の選挙のときにも、住宅政策をその一番大きな主目標として国民に訴へました。四十二万戸の住宅を建てるといふことを約束したわけであり、ここに提案になつております住宅公団法案は、その四十二万戸建設のための中心的な政府の施策であると思つて、しかしながら政府の四十二万戸の住宅政策は、同様各委員からも反対討論の中にあつたように、実質的にはその質的低下を来たし、表面だけふやすといふきわめてインチキに富んだ、国民を欺瞞する政策となつて現われておると思つて、反対をいたす。

日本住宅公団法にわれわれが反対する第一の理由は、公団法によつて、住宅を要する人々にどのようになつて、ほんとうに政府が住宅に困窮している人々にこたえる政策をとるならば、こつち公団法を作らないでいいはずだ。なぜなら、この住宅不足者に対して、政府がこの公団法で作るところの住宅というものは、相当高給を取つておる者でなければ、この住宅を利用することができないといふ点にあるのであります。ほんとうの住宅困窮者に、この住宅が行き渡らない結果が出てくるからであります。低額所得者に対しては、この住宅政策は潤わぬ者にして、健康で文化的な生活を

するといふことに対しての答へにもなつていないといふことに、この住宅公団法にわれわれが反対する理由があ

るのです。家賃が非常に高いというこ
とや、またこういう住宅を作るため
に、公営住宅が非常にその領域を狭め
られていく結果が出てきたり、また公
営住宅の賃が、非常に今度は低下して
いくというような結果が出てきたりす
ることなども、実にこの日本住宅公団
法を作ろうとする無理な結果だと思
のであります。

第二に、もし政府がほんとうに住宅
公団法というものを力を入れるという
ようなことを心から考えるならば、な
ぜ住宅金融公庫法に対して思いをいたさ
なかつたかという点に、われわれの疑
義があるのです。もし政府にして、百
六十億という膨大な金を、新しく
住宅公団法設立に伴う経費として使
うというようなことを真剣に考えるら
ば、住宅金融公庫にその金を使うよう
な施策をすれば、もっと数多くの住宅
困難者にこたえる結果が出たものだ
かように考えるのです。ところが、そ
ういうことをしないために、住宅金融
公庫によって潤うべき住宅困難者が、
かえってその場を失い、しかも住宅金
融公庫の融資率は一〇％も引き下げら
れるというような結果が出てしまつて
おります。この法案は、われわれから
すれば、住宅金融公庫法というものが
ある際においては、むしろ屋上屋を重
ねるものであって、われわれの立場か
らすれば、その設立の意味が全然ない
といつても過言ではないと存じます。
私たちは、こういう立場からこの住宅
公団法に対して反対します。

第三に、政府は、この住宅公団法は
地方財政の負担を軽減するためだ、こ
ういうふうに言っております。これは
きわめて巧妙な言い回し方でありま

けれども、しかし住宅公団法に使う金
を分析いたしますと、必ずしも地方財
政を潤したり、あるいは軽減させる結
果にはなっていない。六十億の政府資
金においてからが、これさえも各都道
府県の住民諸君の納めた税金が、みな
そこに入っているわけですから、こ
ういふ金を、もしそのまま住宅金融公庫
というものに使つたならば、もつと
違つた意味での成果が出てくるものと
思ひ、のみならず、また政府がほん
とうに住宅政策に真剣味を持つてお
るならば、民間資金の活用を当てる、何
も住宅公団法などというものを作らな
いでも、それを利用して住宅金融公庫を
充て足し、それを補償していくことがで
きたはずであります。だから私たち
は、地方財政の負担軽減を強調してい
る政府の施策は、全くまやかしかも
あると言わなければならぬと、かよう
に考えます。

また、この法案に私たちが反対する
第四の理由をいたしまして、この法案
では、本年度二万户の住宅を作るん
だ、非常に住宅に困つておるからとい
うので、二万户を作るんだと言われま
すが、民主党の委員からも言われたよ
うに、本年度実際に二万户を作るとい
うこと、あるいは百万坪の宅地造成を
するといふことそのものが、この公
団を作つてから後に果して可能である
かどうか、きわめて私たちが疑義を
持つております。そういう疑義を
内容とするような法律を作らないで、
むしろその金をそのまま在来の住宅施
策の中に補償する形で資金運用をした
り、あるいは施策を行うことをすれ
ば、もつともつと成果が上るはずだ。

それをあえてやらなかつたところに、
何かわれわれとしては、そこに政府とし
てこの公団法を作る意図があるのじや
ないかとささげ疑義を持つのでありま
す。私たちがさういふことに対する疑
義を持つ理由としては、先ほど私が
非常に心配して政府に尋ねておるよ
うに、この公団法によつて、非常にわ
れわれの危険視される面が出てきせぬ
かといふことを心配します。これは
かつての復元法やその他公団のよ
うな伏魔殿を政府が作り出すのではない
かといふようなことさへも心配するの
です。たとえば、この公団が住宅建設
や宅地の造成をし、あるいは賃貸をし
たり譲渡をするといふことによつて、
その賃貸や譲渡をする過程の中で、非
常に思まわしい事実が出てくる。不正
な宅地の独占買取りや、あるいは転売
といふようなことが出てくるか、あ
るいは住宅の独占買取りやなんか
出てきせぬかといふことが心配にな
る。それをほんとうに防止することが
できるかどうかといふことに、疑問を
持つのであります。こりいうような疑問を持
つ法案をあえて作る必要はないと、わ
れわれは考えておる。この法案は、そ
の運営の過程で、このような伏魔殿を
作る疑義を持つておるものでありま
す。だからわれわれは、こりいうよう
な法案を作らないで、むしろ在来の住
宅政策に対する補償をし、あるいは充
実をするといふ施策をとる方が、策を
得たものであると考えるのでありま
す。私たちは、この住宅公団法は、政
府が四十二万户という住宅政策を国民
に発表したために、そのつじつまを合
わすために行くところの、ほんとうに
苦しまぎれの方策として、国民に対す

る公約の肩透かしをするためにとられ
た法案であると考えます。私たち
は、政府の住宅政策が、ほんとうに住
宅に困つておる人のためにやらなけれ
ばならぬのであつたならば、こりいう
ようなことをしないで、むしろ公営住
宅だとか、あるいはまた住宅金融公庫
法等を充実するよりに持つていくべき
である。こりいうような観点から、こ
の法案に対して反対します。

なお、私たちは、この法案のほか
に、同時に上程されております公営住
宅法第六條第三項の規定に基づき、承認
を求める件については、決してこれ
で満足するものではありません。私
たちは、もつともつと住宅の困難度を政
府が考えるならば、こんなわずか十五
万五千戸ぐらいのところ三年計画を
作るなんといふようなことでは、とて
もそれは充足されるものではないし、
政府の真剣度が那辺にあるかといふこ
とを疑ふ。けれども、政府の出してお
るこの承認を求める計画は、それだけ
の点についての不満はわれわれにあつ
ても、しかし一応こりいう計画として
は肯定すべきものではないといふ点
で、これに賛成いたします。

住宅融資保険法案につきましては、
われわれは、市中銀行が住宅建設に對
して従来全く興味を持たず、ほりりつ
ぱなしておつた点に對して、この保険
法を通じて金融機関に對する政府の保
護が行われるといふ点において、その
保護の中から出てくる市中銀行の積極
的な協力を期待する意味においてこれ
を支持します。けれども、そのために
金融機関が、この保険法をうしろだて
として恣意的な金融をしたり、あるい
はまた不要不急の面に對してのみ融資

が流れていくようなことがないかとい
うことを心配いたします。従つて、そ
ういふ問題については、この保険法を
実施し、またこれによつて市中金融が
住宅資金としての融資をするに當つて
いろいろな監督業務を行つ上におい
て、さういふ変更を来たさないう
に、さういふ危険がもたらされないう
に、特に嚴重な警戒を要するといふ
ことを、私たちは政府に對しても要請
をして、この法案に對して賛成の意見
を申し述べます。

○内海委員長 これにて討論は終局
いたしました。
ただいまより採決に入ります。まず
日本住宅公団法案について採決いたし
ます。本案を原案の通り可決すべきも
のと決するに賛成の諸君の起立を求め
ます。
〔賛成者起立〕
○内海委員長 起立多数。よつて本案
は原案の通り可決すべきものと決しま
した。
この際瀬戸山三男君より、本案に對
する附帯決議の提案について發言の申
し出が有ります。これを許します。瀬
戸山三男君。
○瀬戸山委員 ただいま可決されまし
た日本住宅公団法案につきまして、政
府の住宅政策全般に關連いたしました
附帯決議を提案するものであります。
その案文を讀み上げます。
日本住宅公団法案についての附
帯決議
一、今年度四十二万户の住宅建設政
策は、或は増改築を建設戸数に加
算し或は六坪住宅を設計し、或は
充分の措置なく民間自分建設二十
四万五千戸を予定し、或は住宅金

融公庫の融資率を引下げる等幾多懸念せらるる点が多いので政府はその実施に当っては格段の工夫と努力を払うこと。

二、政府は公団住宅の建設を教養所の大都市のみに限定せず広く全国の要望ある都市にこれを建設すること。

三、政府は公団住宅の家賃をなるべく低廉ならしめるよう考慮すること。

四、政府は住宅金融公庫の融資率の引下げ及び小住宅(六坪等)の建設を今年度限りとする。

以上がこの決議案文であります、その理由を簡単に申し上げます、先ほど討論の際に申し上げた通りであります。日本住宅公団法による公団住宅の建設は、政府の意図するところは、大都市を中心に行うようであり、

すけれども、公営住宅のいわゆる中層アパート減少等の関係から、やはり全国の都市で要望ある個所にはこれを建設することが適切であるといふことと、また公団住宅の家賃については、

委員会においてもしばしば論議されましたように、高家賃に流れるおそれがあるから、できるだけ工夫と努力をされて、家賃が低廉になり得るよう考慮を払う必要がある、こゝう理由であります。

さらにまた、住宅金融公庫の融資率を、ある面において一〇%引き下げ措置をされておりますけれども、

たび当委員会において論議されましたように、住宅を積極的に建設してこゝうと、いふ線からは、非常に後退している。さらにまた、教を並べるといふことだけで、今日までよく住宅の規

模について漸進的に進歩して参りましたのが、これも六坪等の小住宅を建てて、将来過密住宅の根源をなすといふおそれがありますので、こゝう小住宅は、将来長く継続すべきものでない、こゝう考えから本決議案を提出したゆゑであります。

どうか委員諸公のすべての方の御賛成を得たいのであります。

○内海委員長 ただいまの瀬戸山君の提案に御意見があれば、この際これを許します。

○西村(力)委員 これは日本住宅公団法案についての附帯決議でございますが、この内容を見ますと、だいぶ広汎になっております。委員長にお尋ねしますが、一体一法案に対する附帯決議として、こゝう形形の決議といふものは認められるのかどうか、これが一点。

その次は第一項の四行目「政府はその実施に当っては格段の工夫と努力を払ふこと」といふ「その」といふのは何であるか、このところが不明確である。それからもう一つは、これは住宅金融公庫の融資率の引き下げ、あるいは小住宅の建設を今年度限りとするか、こゝうことを言うて、将来はそつちの方が復元し、またそれ以上に重視せられるという方向にいくことを含んでいられるのでございしますが、

その二点について、お尋ねしたいのでございます。

○内海委員長 西村君にお答えします、これは諸君の御審議によって決定すべきものとは考えますが、この四項目にわたる提案の理由については、提

案者より聞かれる方が最も便利であり、簡潔であると考えますから、提案者から説明してもらふことにいたします。瀬戸山君。

○瀬戸山委員 ただいま西村委員から御質問がございましたが、第一の案文の四行目の「その実施に当っては」の「その」といふのはどういふことか、こゝうお話をありますが、これは、いわゆる四十二万戸の住宅建設政策について、こゝういふふうに考えている次第であります。それからもう一つは……

○西村(力)委員 私が委員長に聞きたいのは、一法案に対する附帯決議が、その法案の条文や何かに直接関係のない——直接関係があるのは二項と三項だけです。そうでないものを含めたこゝう決議案といふ形で一体附帯決議をしてよろしいものかどうかといふことを委員長に聞きたいといふことが一つ。

それから提案者に対しては、こゝう工合に、住宅金融公庫の融資率を引き上げるとか、小住宅を払拭し、また公営住宅の建設を拡充していく、こゝういふようなことを決議としてされるとするならば、日本住宅公団なるものがやる事業といふものが、いかに圧縮されるべきものであるか、そゝう目標を持つていられるかどうかといふことを聞きたい。今までのいろいろ討論によって述べられました通り公団を建設するために公営住宅が圧縮されるとか、あるいは融資率を引き下げられるという結果が出てくるのですが、それを元に戻そうといふのだから、公団の方向をもつと縮減するといふことを予定されているのかどうか。これを提案者に聞きたい。

○内海委員長 西村君にお答えします、ちよと日本住宅公団法というものができまして、皆様の連日の御審議によって、ともかく全面的に質疑応答が終つたのであります、その結果として、瀬戸山君の自由党を代表しての御意見によると、公団法そのものに対して、根本的においてはどうも不備な点があるから、直ちにこれには全面的に賛成はできないけれども、この段階においてはやむを得ぬであらうといふ意味において賛意を表せられた。そのかわり、行政の執行面において、今後この法律を最も広範囲に生かして使ふ面においては、こゝういふような希望附帯決議をつけるといふことは、行政面を牽制する面において、当然あつてしめるべきことと見なされたいかと私は考えております。

○瀬戸山委員 西村委員の第二点についてお答えいたします。第四で、住宅金融公庫の融資率の引き下げ及び小住宅などというものは、将来続けられないにすると、こゝうの反面、いわゆる公団住宅を縮小する意図があるかどうかといふお尋ねであります、私の提案者としての考え方としては、公団住宅の何年計画といふものは、いまだないのでありますから、公団住宅は実施をして、そしてその成績がよければ大いにやるべし、成績が悪ければ、これは縮小するか、廃止しなければならぬと考へております、この決議案自体は、これを縮小するとか、あるいは拡充するとかいふ考え方は持つておりません。第四の場合は、これは財政面でこゝういふ措置はしなくてもできるものでありますから、そゝう意味で第四の項目を掲げておるのであります。

○内海委員長 採決いたします。ただいまの附帯決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内海委員長 起立多数。よつて附帯決議を付することに決しました。

次に、住宅融資保険法案について採決いたします。本案を原案の通り可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件について採決いたします。本件を承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よつて本件は承認すべきものと決しました。

この際お諮りいたします。以上の三案件に關します委員会の報告書の成案等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに取り計らいます。本日はこれにて散会いたします。午後三時五十二分散会

〔参照〕

日本住宅公団法案(内閣提出)に關する報告書
住宅融資保険法案(内閣提出)に關する報告書
公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕